

# 法人市民税の更正の請求書

※ 処理 事項	発信年月日	企業番号			
	通信日付印	確認印			



第十号の四様式(提出用)

年月日  羽島市長宛	(ふりがな) 法人名 代表者の氏名										
	法人番号										
	法人所在地 〒 羽島市が支店等の場合は 本店所在地と併記										

地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度 年 月 日から 年 月 日まで

摘要	更正の請求前	更正の請求後	還付を受けようとする 金融機関及び支払い方法				
課税 法人税法の規定によって計算した法人税額 ①			<table border="1"> <tr> <td>銀行 信用金庫 組合</td> </tr> <tr> <td>支店</td> </tr> <tr> <td>当座・普通</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> </tr> </table>	銀行 信用金庫 組合	支店	当座・普通	口座番号
銀行 信用金庫 組合							
支店							
当座・普通							
口座番号							
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②							
還付法人税額等の控除額 ③							
退職年金等積立金に係る法人税額 ④							
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 (①+②-③+④) ⑤							
分割基準数(羽島市分/全従業者数) ⑥	/	/					
2以上の市町村に事務所等を有する法人における 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑦			<table border="1"> <tr> <td>税率</td> <td>%</td> </tr> </table>	税率	%		
税率	%						
法人税 算出法人税割額(⑤又は⑦×税率) ⑧							
市町村民税の特定寄附金税額控除額 ⑨							
外国関係会社等に係る控除対象所得税額相当額又は個別控除対象 所得税額等相当額の控除額 ⑩							
外国の法人税等の額の控除額 ⑪							
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑫							
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑬							
差引法人税割額 ⑭							
均等割 課税標準の算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑮	月	月					
均等割額 ⑯							
合計市民税額(⑭+⑯) ⑰							

還付請求額 円

法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法定納期限	年 月 日
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	年 月 日
	第2号の更正・決定等のあった日	年 月 日
	第3号の政令で定める理由が生じた日	年 月 日
法第321条の8の2の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日	年 月 日

更正の請求の理由 (この請求をすることとなった事情、その他参考となるべき事項)

**\*法人税の更正による更正の請求の場合は、法人税額等の更正通知書のコピーを添付してください。**  
 \*この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく  
 国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、「租税条約の実施に係るもの」と記載してください。

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒											電話( ) -
(ふりがな) 連結親法人の名称												
連結親法人の法人番号												
関与税理士署名												電話( ) -